

I 介護保険給付対象サービス

『指定施設サービス費等に要する費用の額の算定に関する基準』の告示等に基づいて利用者にサービスを提供した対価として得ることのできる費用を『サービス利用料金』として定めたものです。

要介護度区分	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
サービス利用料金					
① 施設サービス費	6,440	7,120	7,850	8,540	9,220
② 看護体制加算（Ⅰ）イ	120	120	120	120	120
③ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	460	460	460	460	460
④ 日常生活継続支援加算（Ⅱ）	460	460	460	460	460
合 計（A）	7,480	8,160	8,890	9,580	10,260
（A）×30日	224,400	244,800	266,700	287,400	307,800
⑤ 口腔衛生管理体制加算	300	300	300	300	300
合 計（B）	224,700	245,100	267,000	287,700	308,100
（参考）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 自己負担月額見込の金額（B）×8.3%	18,650	20,343	22,161	23,879	25,572
合 計	243,350	265,443	289,161	311,579	333,672
入居者負担額（1割）（C）×10%	24,335	26,544	28,916	31,158	33,367
入居者負担額（2割）（C）×20%	48,670	53,089	57,832	62,316	66,734

※ 上記表は1月の日数が30日の場合の金額であり、1月の日数及び小数の切り上げによって、金額は前後致します。

次の場合は、前記料金に加算、若しくは代えて算定する費用

(1) 外泊時加算 1日当たり2,460円

入居者が1月に6日（月がまたがった場合は、最大12日間）を限度として、入院又は外泊した場合は、上記1の費用に代えて負担していただきます。

(2) 初期加算 1日当たり300円

入居した日、又は30日を越える病院（診療所）への入院後に再び入居した場合には、入居した日から起算して30日間を、初期加算として1日あたり300円（自己負担30円）が加算されます。

(3) 療養食加算 1回当たり60円

医師の指示箋（食事箋）に基づく療養食（注1）を提供した場合に、1日につき3回を限度として加算されます。

（注1）療養食とは、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、負担額が変更されます。

II 介護保険の給付対象とならないサービス費用

下記のサービスを利用された場合は、入居者のご負担となります。

(1) サービスに応じた1日（1回・1月）当たりの利用料金

利用サービス	利用料金		備 考
居住費	利用者負担 第1段階の方	820円	負担限度額 1日につき
	利用者負担 第2段階の方	820円	
	利用者負担 第3段階の方	1,310円	
	上記以外の方	2,030円	基準費用額 1日につき
食費	利用者負担 第1段階の方	300円	負担限度額 1日につき
	利用者負担 第2段階の方	390円	
	利用者負担 第3段階の方	650円	
	上記以外の方	1,730円	基準費用額 1日につき
	お や つ	150円	
日用品の提供	実 費		ボックスティッシュ (5個1パック)
	実 費		歯ブラシ、化粧品等
理容・美容	1,500円		理容師、美容師の出張による調髪
金銭の 出納管理	0円		金銭の出納管理 銀行・郵便局通帳、保険証・年金 証書の保管 (当分の間は、徴収致しません)
貴重品の管理	0円		
嗜好品の提供	実 費		出前、栄養ドリンク等
通院、入退院 の送迎	施設車輛使用料	1km 20円	通常の事業実施地域外の場合
医療費	実 費		
その他 日常生活費	実 費		
クラブ等 活動費	実 費		